

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和2年第1回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和2年3月11日（水） 開会：午前9時58分 閉会：午後 0時19分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 請願第 1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択を求める請願
- 議案第 3号 市道路線の廃止について
- 議案第 4号 市道路線の認定について
- 議案第 5号 令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）のうち所管の補正予算
- 議案第 7号 令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 8号 令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 9号 令和元年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第21号 筑西市営住宅条例の一部改正について
- 議案第22号 筑西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について（分割付託分）
- 議案第23号 筑西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 筑西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 筑西市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
-

4 出席委員

委員長	森 正雄君	副委員長	藤澤 和成君		
委員	田中 隆徳君	委員	大嶋 茂君	委員	仁平 正巳君
委員	堀江 健一君	委員	鈴木 聡君		

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書 記 谷島しづ江君

委員長 森 正雄

○委員長（森 正雄君） ただいまより経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後、執行部に入室していただき、市道路線議案2案、補正予算議案4案、条例議案6案について、所管部ごとに審査をいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） ありがとうございます。

また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、まず、請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択を求める請願について審査願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

また、この請願は意見書の提出を求めていますので、参考として手元に意見書（案）を配付しております。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述をお願いします。

○請願提出者 皆さん、おはようございます。私は、茨城県労働組合総連合という労働組合、茨城労連という組織の事務局長をしています岡野カズオと申します。よろしく申し上げます。

本日は、筑西市議会において、最低賃金請願に関して意見陳述の機会をつくっていただき、誠にありがとうございます。

それでは、意見陳述のほうを始めたいと思います。茨城県の最低賃金は2019年10月から849円になっていますが、最低賃金は茨城労働局の諮問機関である茨城地方最低賃金審議会で審議されて決定しています。茨城労連は、毎年審議会に対して最低賃金引上げの意見書を提出していますが、昨年は茨城労連6組織から意見書を提出しました。意見書は、2018年、19年の2年間は、茨城県が産業戦略部長名で最低賃金引上げの意見書を提出しています。2月に茨城県の労働政策課の課長さんと要請懇談をしたのですが、課長さんのほうからは、今年も県としては意見書を提出することを考えていると、今年は知事名で意見書を提出したいというような考え方もあるので、知事名で出すことも検討しているのだというようなご意見を聞いています。県としても最低賃金を引き上げたいというようなことで考えているということの1つの証拠かなというふうに思っています。

国のほうの動向なのですが、私たちの茨城労連の上部団体である全国組織に全労連という組織があるので、昨年9月に9.30最低賃金院内集会という国会内での集会を開催しました。この集会には私自身も参加しているのですが、自民党、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会民主党の国会議員が参加して、れいわ新選組からビデオメッセージというのが寄せられてというような集会で、全労連のこうした集会に自民党、それから野党の国会議員がそろって参加するというのは初めてだというような話でした。自民党の中に最低賃金一元化議連があって、その事務局長さんが務台俊介さんという

衆議院議員なのですけれども、務台さんのほうからは、日本の最低賃金が全国一律ではなくて、都道府県によって時給額が異なっているため、若者が東京に集中する傾向があって、地域別の最賃がそれを助長している。最賃引上げと一元化の最賃政策を自民党の政策の正面に持っていけるように私たちは頑張っているのですよ、だから皆さん一緒に全国一律の最低賃金引上げを頑張っていきましょうというような発言がありました。

日本の最低賃金の問題点ということで言うと、「時給が安くて、まともな生活ができない」、「全国一律性でない」、最低賃金の高い他県に労働者が流出してしまって、人手不足が深刻化している」、「中小企業支援が極めて貧弱」の3つです。3点です。

安倍首相は2020年、今年の2月の国会答弁の中で、私の政権になってから最低賃金が毎年3%（25円前後）上がっているのだと、だから私たちも頑張っているのですよみたいな発言がありました。しかし、問題なのは、日本の最低賃金の水準が極めて低いということです。欧米では1,000円から1,500円というのが当たり前で、アメリカでは時給15ドルというのを決定した州も出てきているというような状況です。

それから、非正規労働者が2,000万人を超えて、55%に当たる1,100万人が年収200万円以下のワーキングプアであるというような中で、最賃ぎりぎり働いている非正規労働者が増大してしまっているというのも問題だと思っています。

茨城労連が2018年に実施した市町村対象の公契約アンケートでは、市町村役場で働く非正規職員の平均時給は854円で、平均時給849円以下が19市町村で、850円が10市町村ということで、30近い市町村が850円以下というような、最低賃金ぎりぎり働いているというような実態が明らかになっています。

私たちが請願事項でまとめた最低賃金1,500円は、もしかしたら皆さんの中から言えばかなり高額で、そんなの無理ではないかというふうに思われる方もいるかもしれません。しかし、時給、最低賃金1,500円を月収に直すと25万円前後で、年収なら300万円前後で、それほど高い金額ではありません。最低賃金ぎりぎりの賃金では、収入が少なくて購買力が生まれず、消費が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしてしまいます。結婚もできない、子育てもできないということになってしまって、結果、労働力の再生産が破綻して、社会そのものが崩壊の危機に陥ってしまっているというのが私たちの認識です。

それから、東京都に比べて茨城県は生活費は安いのではないかなというような意見もよく聞くのです。全労連が取り組んだ最低生計費試算調査という調査があるのですけれども、この調査では、都市部も地方も最低生計費はほぼ同じであるというようなことが明らかになっていて、住居費は東京などの都市部は地方に比べて高くなっていますけれども、地方は公的交通機関が未整備で、車がないと生活ができない、車の免許取得、車の購入費、ガソリン代、維持費などはかなりの高額な金額になっていて、結局平均すると東京も地方も同じなのだということが実際出てくるわけです。その全労連の調査でも、どこでも、誰でも月収23万円から25万円、時給1,500円でないとな生活ができないというようなことが明らかになっています。

実は最低生計費試算調査は茨城県でもやっているのですけれども、やり始めて、今やっているのですけれども、25歳で単身者の調査というのが非常に困難です。何でかなとみんな考えたら、みんな25歳で単身で生活ができないから親と生活しているというのがほとんどというような状況です。

それから、ちょっとあれですけれども、最低賃金が上がれば中小企業は潰れてしまうのではないかなというような意見もあります。これも最低賃金引上げに対してストップをかける一番の大きな理由になっていて、先ほど紹介しました茨城県地方最低賃金審議会でも使用者委員という企業の経営者の委員さんからは、

企業の支払い能力があるのだから、目安どおりに最低賃金を引き上げたら中小企業経営は破綻するというふうな意見で、引上げに反対だというような意見が表明されます。ただ、最低賃金と労働者の賃金が上がらないと、国民消費が抑制されて経済が停滞してしまっていて、結果的に企業の経営にも悪影響を及ぼすというふうな形です。

アメリカやフランスでは、大規模な中小企業支援を行って、最低賃金の引上げをしています。日本の中小企業支援策というのは年額87億円くらいというふうに言われていますけれども、フランスでは2兆2,500億円、アメリカでは8,800億円という形で、日本の中小企業支援と欧米の中小企業支援がかなりの差があるということが明らかです。つまり最低賃金を引き上げることとセットに1兆円を超える中小企業支援を充実させる必要があるというようなところで、先ほど言った全労連の9.30院内集会でも、立憲民主党の議員さんなんかも、やはり1兆円を超える中小企業支援を充実させて引上げを実施すべきなのだ、私たちがだから頑張るのだというような意見を言っていたりしますね。

中小企業支援としては、税金とか社会保険、社会保障の事業主負担の軽減なんかも行うべきだというのが私たちの意見で、主張しています。

以上が最低賃金を全国一律1,500円に引き上げてほしいという請願の趣旨です。最低賃金の引上げは、非正規労働者の生活だけではなくて、日本の社会の健全な発展や持続可能性に関わる社会的な大きな問題であるというふうに私たちは考えていますので、ぜひ筑西市議会でも意見書の採択のご検討をよろしく願いたいというふうに考えています。ちょっと長くなってしまって申し訳なかったです。

それからあと今日の資料で、私たちのところで作った最低賃金Q&Aというので、今お話ししたものの少しまとめたものと、それから全労連がつくった最新の最低賃金引上げのチラシを入れておきました。それから、チラシの一番後ろに、全労連がユーチューブ、動画をつくって配信しているというようなことがあって、この動画の中には先ほどの9.30集会なんかの映像なんかも入っているので、参考にしてください。

以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（森 正雄君） どうぞ、まだ。お座りください。

ただいまの意見陳述等に対しまして質疑がございますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 最低賃金、この請願によれば、関東1都6県の中で下から2番目ということになりますけれども、一番上は幾らで一番下が幾らか分かれば。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 それは今日の資料の一番、全労連の、先ほどのチラシの裏のほうに、全国の現在の最低賃金が幾らかというのが載っていて、最高は東京都の1,013円で、あとは15県ぐらいが一番下なのですが、790円です。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 関東では一番下はどこですか。

○請願提出者 群馬県ですね。

○委員（大嶋 茂君） 群馬県、幾らですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者は、指名したらお答えください。

○請願提出者 すみません。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 群馬県は835円です。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） それともう1つ。最低賃金を引き上げるということで、問題点として中小企業支援策が不十分ということでありますけれども、このことについては、労連、総連合会では、この中小企業支援については政府に対してどういうふうな意見を出しているのか。ただ中小企業支援ということを書いてありますけれども、私も紹介議員としてちょっと名前連ねてありますものですから、関東で下から2番目であると、下のほうだということ、私も紹介議員ということになったのですよね。中小企業支援策が不十分ということであれば、この辺についても意見書の中に、政府に出していく必要があるのではないかなと私は考えているのですけれども。その点。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 やはりいろいろ国に対する署名であるとか、それから要請の文書なんかで、全労連も含めて、茨城労連も含めて、やっぱり税金や社会保険の事業主負担の軽減などを進めて中小企業支援を充実させるべきだというような意見を出しています。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤和成君） では、端的にお伺いします。

消費税も上がって、働き方改革ですとか、いろいろ労働環境を鑑みる動きが今出ている中で、例えばですけれども、実力以上の賃上げというのはなかなか正当ではないのかなと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 私たちとしては、そういうお考えもあることはあるのですけれども、努力をするにも、やっぱり最低限の保障がないと努力もできないというのが現実かなというところです。

○委員長（森 正雄君） 藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤和成君） 中小企業の数、ここ7年間で63万社減っていますね。理由はいろいろです。そういった中で、中小企業の経営実態というのはどの程度調査されているのですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 私たち茨城労連としてこういう調査をしていますということはないのですけれども、全労連としてはその辺はきちんとしているというふうに考えてはいます。あまり明確な答えでなくて申し訳ないのですけれども。

○委員長（森 正雄君） 藤澤副委員長。

○副委員長（藤澤和成君） 今言いましたように、中小企業はとても厳しい状況にありますね。これをいきなり1,500円にせいというのは、なかなかちょっと乱暴なのかなと私は思っているのです。特に最近ではコロナの関係で様々な緊急要望ですとか、そういったこともいろいろ出ています。労連さんですから、いろんな会社さん入っているのでしょうけれども、例えば日本商工会議所ですとか、それから中央会さん、こ

ういうところからは猛烈にこの最低賃金を上げることについては反対の要望も出ています。こういった状況を鑑みて、その辺はどのようにお考えなのですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 先ほども言いましたけれども、私たちは最低賃金審議会にも意見書を出したりする中で、今言われたみたいに経営者団体の方からは、同じような意見は聞きます。実際に審議会の様子なんかも聞いたときでも、やはり労働者側、労働者代表のほうは目安よりも1円でも上げてほしい、経営者側は目安よりも1円でも下げてほしい。それで、それがまとまらなくてかなり、去年なんかは実は長い時間かかっているというのは分かっている、実は専門部会というのが中であって、それは傍聴できないのですね、それは傍聴できないのですけれども、それが終わらないと私たちが傍聴できる本審というのは始まらないのですけれども、去年なんかはやっぱり1時間ぐらい遅れてなっていたということも考えても、かなりやっぱり経営者側のほうはあれなのでしょうけれども、ただ私たちの考え方としては、やっぱり中小企業支援を充実させない限り、絶対に中小企業そのものの経営がうまくいかないというふうには考えてはいます。

それで、少なくとも働いている人たちが辞めないという状況をつくらない限り、最低賃金が低いために辞める人が多いのですよ。というような考え方なので。ただ、その辺は正直言って皆さんとすぐに一致する話ではないので、このところはやっぱり議論をしなければ駄目だなというふうに思っています。だから、茨城労連としても、最低賃金の審議会の経営者側の人たちとも意見交換を十分したいなというふうに思っています。

○副委員長（藤澤和成君） 分かりました。大丈夫です。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

ほかにございますか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 二、三点ちょっと岡野さんにお伺いしたいのですが、これは我が市から出すということで、あくまでも全国的、県というよりは筑西市に鑑みてですね、議論しなくてはならないと思うのですが、我が市でいわゆる内部留保、中小、ほとんど零細企業だと思うのですが、商店も入れたところですね、内部留保の額って大体どのぐらいで調査しているのですか。会社の利益をですね、大手さんは結構しているのかもわかりませんが、我が市でどのぐらいの企業がそのぐらいの余力を持ち合わせているか、そのぐらい調査してきていると思うので、その辺ちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 申し訳ないのですけれども、その辺はちょっと不十分なものなので、今のご意見聞いて、ああ、そういうこともやらなければいけないなという認識したところなので。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 私の感覚です。おおよそほとんど、私はそういう、一部上場企業もありませんし、ほぼほとんど零細企業、小企業といいますか、そういう企業だと思います。先ほど岡野さんのほうから、最低賃金が上がらなくて辞めていくのが一番困るという考え方お伺いしました。私もこの849円というのは高いとは思いません。思わないのですが、ただここに載っている、いきなり1,500円となったときに、これ強制力ありますよね。そういった中で、8時間のフルタイムにすると、これ1万2,000円ですよね。1万2,000円の最低賃金で我が市にそれを当てはめたときに、私はそれを払えないというか、潰れていくのでは

ないかと思えます、会社がですね。そうしますと、辞めるという選択より、会社が潰れてなくなってしまう、そういう危険性をはらんでいる、いきなり1,500円となるのでしょうか。今、政府が設定して目標にしている1,000円は、東京の千三十幾ら、あの辺であって、例えば、そうすると8,000円ですよ。最低賃金が8,000円だと、今はなかなか、それが最低ですから、その能力給によって1万円だったり1万2,000円だったりしていくと思うのですが、いきなり最低を1万2,000円ということだと、我が市にとって、我が市の企業にとって、それが本当に適正なのかどうかというのはちょっと、私個人は疑問に感じるのですが、先ほどおっしゃったように、セットでと、こうなっているのですが、私もこの中小企業対策というのは必要だと思います。でもそれは後づけで、セットではなくて、やはり先にこっちをして、景気が上がって消費が上がってきて、それでその後に賃金が……ちょっと静かにしてもらっていいですか、大嶋さん。ちょっと静かにしてもらっていいですか、審議していますから。私は、その最低賃金が後からついてくるようなことにならないと、これ逆ではないかなと私は考えるのですが、その辺ちょっと見解伺わせてもらってよろしいですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 私もやっぱり1,500円だけが、それだけになるというのは、いいというふうには思っていない。私たちはセットでという考えではあるのですけれども、やっぱり中小企業支援がきちっと保障されない限り無理だと思います。今回の新型コロナウイルスなんかでも、いろいろここ、昨日なんかでも新たな支援策みたいなのが出てくるのではないですか、あれだって不十分なものだったりするわけですから、本当に政府が最低賃金を上げると、それに対してまず中小企業支援を充実させた上で最低賃金を上げたいと、そういうふうに政府が変わらない限り無理だなというふうには思います。だから、最低賃金1,500円だけが上がればいいというふうには絶対考えていません。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 最後なのですが、ほとんどこれ読ませていただくと、いわゆる労働者は希望の持てるような内容になっています。確かに岡野さんがおっしゃるのも一理ある部分もいっぱいあると思います。ただ、一応理想は理想として、こういう請願書があるのですが、現実問題として、これを本当に我が市に当てはめて強制力のある日額1万2,000円というのが、本当に現実を考えたときに、私は混乱を招きかねないという考え方です。それは意見なので、答弁は結構です。ありがとうございました。

○委員長（森 正雄君） ほかに。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 関東1都6県の中で茨城県が下から2番目だというのだよね。かなり、だから関東6県のレベルに合わすのは、茨城県はひどい、ひどいという表現がいいかどうかは別にしても、ひどい状況だと思うのです。だから、これについては、例えば関東6県で、では茨城県の生産能力とか、そういった企業の能力も含めて、関東6県の中での生産能力の内容は違いもあると思うのですけれども、そういうことをいろいろ勘案して、茨城県の生産能力というか、生産高とか、いろいろ考えた上での賃金支払い能力というのは、他県に比べてどうなのですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 先ほどの全労連がつくったチラシを見てもらうといいかなと思うのですけれども、何で例えば茨城県は関東の中で下から2番目なのかという根拠というのはあまり示されていないですよ。委員

さんから質問があったみたい茨城県はこうだからこうではなくて、もう最初から最低賃金というのはAランク、Bランク、Cランク、Dランクという4つに分かれていて、それで茨城県は幾らみたいな形で発表されてという形になるので、だからこの前も県との懇談交渉したときに労働政策課の課長さんも、何で茨城県が低いのか、その根拠が何なのかが分からなくて俺らも非常に疑問に思っているのだというふうには言っていました。個人的な意見だけでもというふうに言いながらということですから。だから、茨城県が関東で下から2番目なのは、何か明らかな根拠があってこうです、ああですという説明があって決まっているわけではなくて……

○委員長（森 正雄君） はい、分かりました。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それは、それぞれの例えば労働者というか、そういう人たちの労働運動とか、そういうものの度合いで反映しているということでは……

○請願提出者 そうでもないですね。

○委員（鈴木 聡君） ああ、そうですか。

○請願提出者 はい。国が決めているという。

○委員（鈴木 聡君） 国のレベルで。

○請願提出者 はい。国が目安という……ごめんなさいね。

○委員長（森 正雄君） はい、どうぞ。

○委員（鈴木 聡君） 国がある程度が目安、今言った、それに準じて大体お互いに労働者側と企業側との話合いで大体そこらを保っているわけなのですか。そこらのバランスは。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 それは目安に対しては、労働者が何か意見を言うとか、そういう機会はありません。毎年目安というのが、去年もそうですけれども、7月の30日か31日ぐらいに発表されるというだけで、県内の労働組合であるとか企業なんかは何らかの意見を聞くわけでもありません。

○委員長（森 正雄君） はい、分かりました。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、企業主がそれに基づいて大体自分たちで決めてしまうのですか。話合いという、労働者側との話合いというのは、会社にもよるけれども、そういうのはあまりないのですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 目安に関してはないですね。だから、目安にないから、目安のところではないので、各県の審議会で、労働組合とか、県内の団体が意見書を出して、そこで議論してもらってというふうな形です。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、今度この請願、各自治体にもそういうものを求めて、自治体にも協力してほしいという意味から出されてきているとは思うのですけれども、そういうことでいいのですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 そうです。結局、各市町村のほうにこういう意見書を採択していただければ、その事実が審議会のほうに入るわけです。それで、ここここからは意見書が出ていますと。そうすると、それが多くなれば上げるみたいな感じだし、それから実際に、先ほど言いましたけれども、Cランク、Dランクと

いうところの低い県のところは、市町村のほうでも採択しているところが多いのです。そうすると、C、Dランクのところは目安よりも1円多くとか2円多くとかという形で最低賃金を決めているというような実態もあります。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） 分かりました。

○委員長（森 正雄君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 単純にお伺いしますけれども、いろいろ皆さんのお話を聞いていて、まず1つだけ不思議なのは、849円がなぜいきなり1,500円なのか。私は、こういうことは徐々に上げていくべきで、1,000円ならば、最近言われていることですから、最低賃金1,000円というのは、1,500円というのは何の根拠があって1,500円なのか、全くこれ資料読んでも分からないのですけれども。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 それは、ちょっと説明不足で申し訳なかったのですけれども、先ほどからちょっと紹介している最低生計費試算調査という、生活にどれくらいのお金がかかっているかという全国調査をしています。その全労連の資料の裏面を見てもらって、最低賃金がAランクからDランクまでという形でなっていると思うのですけれども、その後に「必要な生計費」というのがありますよね。ちょうど茨城県は調査中となっているのですけれども、この最低生計費試算調査という調査で、25歳の青年が生活する上で時給幾らぐらいだったら生活ができるのかという調査結果を見ると、全部1,500円、1,400円から1,600円ぐらいの形になっているので、それで私たちは、去年、おとしぐらいまでは、先ほど言われたみたいに1,000円というような請願項目だったのですけれども、この調査をこれだけやってみたら、やっぱりこういう実態が分かったということで、やはり1,500円にしようというように形で1,500円が決まっています。

○委員長（森 正雄君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 確かに必要だと思えば、これは理想値なのですよね。例えばの話ですけれども、茨城県はBランク、でもCランク、Dランクの県よりも茨城県は最低なのですよ、魅力度。ですから、Cランク、Dランクのそれぞれの県でも、この金額でも皆さん「住めば都」で生きていられるのですよ、現時点では。これみんな逃げ出しているわけではなくて。ですから、いきなり1,500円というのは、これは理論的に無理があると思います。私は無理だと思います。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 1つちょっと聞きたいのですけれども、私は、請願で上がってきたのは、最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策の拡充を図ることと出ているのですよね。そうすると、今の話だけ聞いていますと、賃上げのことしかうたっていないくて、中小企業の支援策というのは1つも答えていないのですよね。その辺はどうなのですか。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 いや、私たちとしては、中小企業支援もきちっとやってくださいという気持ちで請願をしています。

○委員長（森 正雄君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） 今言ったように、今の話の茨城県はBランクで下から2番目だという話ですよ、

確かに。でも、これ849円から一律1,500円に上げるというのは、やっぱり中小企業の支援策という点からいったってちょっと無理が生じるのかなと思うのです。それは、働く人は1,000円より1,500円のほうがそれは当然いいに決まっているよね。でも、中小企業の支援策という、経営者から言えば、849円から1,500円ではこれは会社だって多分なかなか成り立っていかないと思うよね。先ほど田中委員のほうからお話があったように、中小企業に、早く言えば、我々一般住民で言えば貯金ですよ、それが恐らく中小企業はないと思うのですよね、大企業はかなりあると思うのですけれども、それから比べると、やっぱり中小企業の支援策という、これ拡充ということをやっているのだから、やっぱり段階を上げて、段階的に毎年毎年100円なら100円ずつ上げていったほうが、私はお互いに、働く人も、中小企業の支援策としても、お互いにいいのではないかなと思うのです。急に上げるというのは、中小企業にとってはこれはかなりの負担になると思います。私はそう考えます。

○委員長（森 正雄君） 委員長として申し上げます。

説明者の願意、全てご披露されたと思いますので、退席して結構でございます。ありがとうございました。

○請願提出者 ちょっと一言いいですか。

○委員長（森 正雄君） はい。

○請願提出者 先ほど理想というふうに言われたのですけれども、私たちは理想というふうに考えていないで、最低これはないと生活できない、少なくとも労働力を再生産するというようなことにつながるというふうに考えていますということと、それからこういう請願で採択していただいて、それで国のほうに出していただくことによって、先ほど言われたように100円でも、100円というか、少しずつでも上がっていくというようなことを考えていますので、だからすぐに1,500円にならなければいけないとか、そういうことではないので、ただ私たちの今の現実を考えると、労働者の実態を考えると、これが最低限ですよという話で意見書を出していただきたいということなので、だから結果としてそれが1,500円にならないから駄目だとか、そういうことではありませんので、ぜひ採択などであれということと、それからあと皆さんのお話聞いていて、やっぱり私たちの意見の不十分な点もいろいろありましたので、本当に今日こういう機会をつくっていただいて、本当にありがとうございました。今後ともよろしくお話ししたいと思います。

○委員長（森 正雄君） はい。ご退席ください。

〔請願提出者退席〕

○委員長（森 正雄君） それでは、請願第1号について協議願います。ご意見等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 正雄君） それでは、これより採決いたします。

請願第1号「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択を求める請願について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手少数。よって、本案は不採択と決しました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部の入室を願います。

[執行部入室]

○委員長（森 正雄君） それでは、経済部より審査を始めます。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査してまいります。

なお、議案第5号につきましては、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決いたします。

なお、追加資料として、ふるさと整備課からの提供がお手元にございますので、後でご確認をいただきたいと思ひます。

初めに、商工振興課から説明願ひます。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 商工振興課、大木です。よろしく願ひいたします。失礼します。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、商工振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、7ページをお開き願ひます。第3表、債務負担行為補正、1. 追加でございます。上段、令和元年台風19号災害被災中小企業信用保証料助成（令和元年度決定分）、期間、令和元年度から令和7年度まで、限度額101万1,000円、その下、令和元年台風19号災害被災中小企業緊急対策融資利子補給（令和元年度決定分）、期間、令和元年度から令和4年度まで、限度額96万9,000円でございます。これは、令和元年台風19号災害の影響によりまして、被害を受けられ、経営の安定に支障を来している中小企業者の方が、茨城県災害対策融資を利用する際の返還負担の軽減及び事業の再開、継続を図るため支援する保証料の助成と利子補給を行うものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目7商工費県補助金、節1商工費補助金、説明欄6、緊急対策融資利子補給事業補助金3万4,000円の増額補正を願ひするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願ひます。3、歳出でございます。款7、項1商工費、目2商工振興費、説明欄、令和元年台風19号災害中小企業支援事業23万1,000円の増額補正を願ひするものでございます。これは、先ほど債務負担行為補正でもご説明いたしましたように、令和元年台風19号災害の影響によりまして、被害を受けられ、経営の安定に支障を来している中小企業者の方が、茨城県災害対策融資を利用する際の返還の軽減及び事業の再開、継続を図るため支援する補助金でございます。被災中小企業信用保証料助成事業補助金として17万7,000円、被災中小企業緊急対策融資利子補給事業補助金として5万4,000円を計上いたしました。なお、茨城県災害融資の取扱い期間は令和2年3月31日融資実行分までとなっておりますが、今回補正させていただく経費は、令和元年12月31日までに融資を受けた分となります。

商工振興課の説明は以上でございます。よろしく願ひいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願ひます。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 台風被害というのは、どういう被害だったのですか。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

この融資を受けた方でよろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） はい。

○商工振興課長（大木幹子君） この方は間接被害の方なのですがすけれども、被害の、建築業の方でして、工事の進捗の遅れによりまして売上げが減少したというようなことで融資を受けられた方でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そういう意味で間接被害ということなのですか。間接被害の解釈がちょっと分からない。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

今回の融資は直接被害と間接被害の2種類がございます。直接被害というのは、建物とか設備とかを直接台風によって被害を受けられた方なのですがすけれども、間接被害というのは、この台風によりまして売上げが減少したというような方が間接被害の対象となっております。

○委員（鈴木 聡君） 分かりました。

それと……

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） その売上げの減少というのは結構な減少なのですか、売上げが相当響いたとか。それはもう統計的に出ているのですか、数字は。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 前年の同時期と比べまして20%減少した方が対象となっております。

○委員（鈴木 聡君） 分かりました。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

ほかに。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） ちょっといいですか。すみません。申し訳ないです。

今の17ページの緊急対策融資利子補給ですね、今回コロナなんかも、こういうのが出てきていますけれども、これは災害のということなのですが、ちょっと本当に素人みたいなことで申し訳ないのですが、いつもこの利子補給というのが、中小企業に対してですね、出てくるのですが、これは窓口というのは商工会、商工会議所なのでしょうか、それとも銀行がこれは窓口になるのでしょうか、その相談に行くのですね、ちょっと。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

これは融資を受けるときの窓口ということでよろしいですか。

○委員（田中隆徳君） そうですね。はい。

○商工振興課長（大木幹子君） ですと、やっぱり事業所の方がまずは金融機関なり商工団体、会議所とか商工会のほうに相談されているケースが多いです。直接うちのほうに相談される方もいるのですが、融資もいろいろな種類がございますので、何がその方にとってよろしいかというのを、金融機関なり、そう

いう商工団体のほうが詳しいですので、そちらのほうに相談していただくようにご案内しております。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） これに当てはまるかどうか分からないのですが、例えば商工会が窓口だとします。国民金融公庫、自治金融、いわゆる政府資金ですね、ああいったのがあります。あれは一事業者でも個人でもできると思うのですが、それが例えば商工会に相談に行ったときに、こういう市のほうで財政負担までして利子補給をしているにもかかわらず、はねられる事業者が、これは100%借りられますか、商工会へ相談に行つて。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 融資の種類にもよるのですけれども……

○委員（田中隆徳君） 今出した自治金融、金融公庫……

○商工振興課長（大木幹子君） この利子補給ですね、この利子補給でよろしいですか。

○委員（田中隆徳君） はい。金融対象が。

○商工振興課長（大木幹子君） こちらについては、市のほうで、認定申請というのを市に頂くのですね、20%減しているというのを認定するという書類を市のほうで出すのですけれども、それを出してから、ほとんど金融機関の方が申請にいらっしゃるのですけれども、事前に金融機関の方と相談されて、この融資を受けるといふことで認定を市のほうに申請いただきます。その後、信用保証協会のほうに申込みをするのですけれども、そちらのほうでまた審査がございますので、必ずしも100%融資を受けられるかどうかというの、受けられないケースも中には、自治金融とかにつきましては、受けられないケースもございました。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） ありがとうございます。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、農政課から説明願います。

岩渕農政課長。迅速に。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課、岩渕です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。

それでは、農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。初めに、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款6農林水産業費、項1農業費、事業名、担い手確保・経営強化支援事業2億3,394万5,000円及び下段の強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）2,492万8,000円につきましては、今回の補正予算に計上させていただいておりますが、いずれも年度内に完成することが困難であることから、全額翌年度に繰越しのお願いをしております。

次に、下段の畜産振興支援事業147万6,000円につきましては、昨年年第4回定例会で議決を頂いた事業でございますが、国が補助する豚コレラ侵入防止緊急対策事業に加え、市補助分として交付するものであり、国の事業が翌年度に繰り越されることから、同様に繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上段の款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄79、担い手確保・経営強化支援事業補助金2億3,394万5,000円、その下、項4交付金、目6農林水産業費交付金、節1農業費交付金、説明欄14、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)としまして2,128万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

続きまして、次ページ、18、19ページをお開き願います。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節8雑入(農林)、説明欄29、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金返還金3万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

次ページ、20、21ページをお開き願います。3.歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目16諸費、節23償還金利子及び割引料、説明欄、県支出金返還金2万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、平成26年2月の大雪により発動した被災農業者向け経営体育成事業を活用し、被災した農業施設の復旧事業の支援を受けた事業者が、本則課税事業者であることが判明したため、国、県補助金に係る消費税相当額を返還するものでございます。

次に、24、25ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金、説明欄、担い手確保・経営強化支援事業2億3,394万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、国の補正予算に基づき先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む地域の担い手が融資を活用し、農業用機械、施設を導入する際に補助金を交付し、農業経営の発展を支援するものでございます。筑西市人・農地プランに地域の中心的な経営体として位置づけられた認定農業者、19地区22経営体の事業要望分として確保いたしまして、事業採択者に対し支出するものでございます。

その2つ下、強い農業・担い手づくり総合支援事業(被災農業者支援型)2,492万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、令和元年9月から10月に発生いたしました台風15号及び19号により被害を受けたもののうち、農業を継続するために必要となる農産物の生産、加工施設、機械の再建、修繕等を支援するものであり、被災農業者93名分の農業用ハウス、多目的防災網、農機具格納庫等の再建及び修繕等に対して支出するものでございます。

農政課所管の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(森 正雄君) 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員(鈴木 聡君) これは21経営体の先進的な農業だと言うのだけれども、21経営体というのは数が多くて分からないのだけれども、どういう経営体を先進的と言うのですか。

○委員長(森 正雄君) 岩淵農政課長。

○農政課長(岩淵里之君) 19地区22経営体の部分でよろしいですか。各地区です、筑西市の場合、20地区、旧々村で20地区です、20地区に分かれておまして、その地域の中で担い手となっている認定農業者、地域の中心となっている担い手の方に対して、そういう方が機械を導入する際に補助するという形になります。

○委員(鈴木 聡君) それで22名だという。

○委員長(森 正雄君) 岩淵農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 22経営体というより、22の農家の方です。

○委員（鈴木 聡君） はい、分かりました。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） 分かりました。

○委員長（森 正雄君） その他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、水田農業振興課から説明願います。

渡邊水田農業振興課長。

○水田農業振興課長（渡邊久人君） 水田農業振興課、渡邊です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、水田農業振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6農林水産業費国庫補助金、節1農業費補助金、説明欄3、令和元年台風19号産地緊急支援事業費補助金1,250万円の増額補正をお願いするものでございます。令和元年台風19号ほかの大雨によりまして、浸水等の被害に遭った農地の栽培環境の整備を図る農業者に対しまして支援をするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の2つ目になります。令和元年台風19号被災農地支援事業でございます。台風19号産地緊急支援事業補助金（水田農業継続特別支援）としまして1,250万円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、令和元年台風19号ほかの内水等によりまして被害を受けた地域におきまして、営業再開を図るための取組を支援する令和元年台風19号産地緊急支援事業補助金でございます。圃場に堆積しております稲わらの撤去、運搬に必要な係ります経費につきまして、1立方メートル当たり5,000円以内を支援するものでございます。それと、浸水しました農地における生産力の回復を図るため、土壌改良剤等の追加的な投入を行い、土作りを実施する農業者に対しまして、10アール当たり1万円以内を支援するものでございます。稲わら等の撤去、運搬の対象1,536立方メートルにつきまして768万円、堆肥等の追加的な投入を行った場合の対象4,820アールにつきまして482万円、合計で1,250万円の補正となるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明願います。

根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） ふるさと整備課、根本です。よろしくお願ひします。

○委員長（森 正雄君） 説明願います。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」、ふる

さと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開き願います。第4表、地方債補正の2、変更でございます。県営かんがい排水事業、限度額770万円を660万円に、県営圃場整備事業、限度額2,460万円を2,550万円に、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業、限度額360万円を260万円に、それぞれ借入限度額の変更をお願いするものです。これは県営事業の事業費確定によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。16、17ページをお開き願います。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄21、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業補助金10万9,000円の追加、増額補正をお願いするものでございます。これは、土地改良施設の有害物質PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含んだ電気機器を処分するため、このたび土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費の国採択により、処分に必要な運搬費の2分の1の助成を受けるものでございます。

同じく説明欄59、大区画化圃場促進事業費補助金13万円の減額補正をお願いするものでございます。これは県営圃場整備事業（黒子地区）の事業費確定によるものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目6農林水産業債、節1農業債120万円の減額補正をお願いするものです。説明欄3、県営かんがい排水事業債110万円の減額補正につきましては、農業用河川工作物応急対策事業（茂田堰）の140万円の増額及び県営かんがい排水事業（田谷川堰）の90万円の減額、霞ヶ浦用水建設費、国営附帯県営かんがい排水事業の160万円の減額で、いずれも県営事業の事業費確定によるものでございます。

同じく説明欄6、県営圃場整備事業債90万円の増額につきましては、圃場整備事業、黒子地区30万円の減額、大宝沼地区180万円の減額、西田地区190万円の増額、蓮沼地区110万円の増額で、県営事業の事業費確定によるものでございます。

同じく説明欄16、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業債100万円の減額につきましては、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の事業費確定によるものでございます。

続きまして、3、歳出でございます。24、25ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節19負担金補助及び交付金165万9,000円の増額補正をお願いするものです。内訳でございますが、説明欄、土地改良施設管理事業以下8事業の事業費の変更が生じたものでございます。土地改良施設管理事業につきましては、先ほど説明をいたしました土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業補助金10万9,000円の歳入により財源内訳を変更するものでございます。

同じく説明欄、土地改良国営施設管理事業291万2,000円の増額につきましては、土地改良施設突発事故復旧事業負担金38万1,000円及び土地改良国営施設災害復旧事業負担金253万1,000円でございます。土地改良施設突発事故復旧事業負担金につきましては、筑西市ほか12市町で維持管理をしている霞ヶ浦用水地区のつくば市沼田地内の幹線用水パイプラインの漏水を、土地改良施設突発事故復旧事業で復旧するものでございます。負担割合、国50%、県32%、市町18%、事業費1,536万7,000円のうち、市町分276万7,000円を受益地割で負担しているものでございます。土地改良国営施設災害復旧事業負担金につきましては、さきの台風19号により、筑西市ほか8市町で維持管理する鬼怒川南部地区の常総市花島町地内花島揚水機場が浸水し、水没した機械、電気設備を災害復旧事業で復旧するもので、負担割合は国が設計費を除く事業費の65%、補助残分を市町で負担、事業費2,833万7,000円のうち、市町分1,149万9,000円を受益地割で負

担するものでございます。

同じく説明欄、かんがい排水事業（田谷川堰）100万4,000円の減額、同じく説明欄、基幹水利施設ストックマネジメント事業（伊讚美揚水機場）108万8,000円の減額、同じく説明欄、圃場整備事業（経営体・黒子地区）51万2,000円の減額、同じく説明欄、圃場整備事業（経営体・大宝沼地区）226万3,000円の減額、説明欄、圃場整備事業（経営体・西田地区）120万円の増額、次ページに行きまして、25、26ページをお願いします。26、27ページ……

（「6、7じゃない」と呼ぶ者あり）

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 26、27ページをお願いします。

○委員長（森 正雄君） 根本ふるさと整備課長、もっと速やかに。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） すみません。

蓮沼地区83万円の増額、説明欄、農業用河川工作物応急対策事業（茂田堰）158万4,000円の増額、いずれも県営事業の事業費確定によるものでございます。

続きまして、下段の目7霞ヶ浦農業用水推進事業費、節19負担金補助及び交付金184万3,000円の減額補正につきましては、説明欄、霞ヶ浦用水建設推進費の事業費確定によるものでございます。

ふるさと整備課所管の説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

〔経済部退室。土木部入室〕

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時19分

○委員長（森 正雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

土木部所管審査に入ります。

なお、追加資料の提出がございますので、お手元に配付しております。ご確認をいただきたいと存じます。

初めに、議案第3号「市道路線の廃止について」から審査してまいります。

道路維持課から説明願います。

板谷道路維持課長。

○道路維持課長（板谷直樹君） 道路維持課、板谷です。どうぞよろしく願います。着座にて失礼します。

議案第3号「市道路線の廃止について」説明申し上げます。2ページをお願いします。廃止路線数は、下館地区5路線、協和地区3路線、合わせて8路線の廃止でございます。廃止の延長は2,527.73メートル

でございます。

お手元に議案資料とは別に路線の詳細図を用意してありますので、併せて参照いただければと思います。

それでは、調書番号1番、下1B—135号線につきましては、道に駅の整備に伴い、路線の一部が開発区域に含まれるため、廃止するものでございます。

調書番号2番、下3B—229号線、調書番号3番、下3B—233号線、調書番号4番、下3B—235号線及び調書番号5番、下3B—285号線につきましては、都市計画道路小川線の整備に伴い、路線の全部または一部が都市計画道路にかかるため、廃止するものでございます。

調書番号6番、協2165号線につきましては、公共用財産の用途廃止に関する協議が調い、用途廃止申請が提出されましたので、廃止するものでございます。

調書番号7番、協3293号線につきましては、耕地整理事業により道路の形状が変わり、従前の形状で市道認定が残っているため、廃止するものでございます。

調書番号8番、協5198号線につきましては、個人の進入路が市道認定されていたため、廃止するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長、幅員については、記載のとおりでございます。

次のページが市道廃止路線の位置図でございます。

さらに、次のページからが市道路線廃止図でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決をいたします。

議案第3号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

引き続き、議案第4号「市道路線の認定について」を審査してまいります。

道路維持課から引き続き説明願います。

板谷道路維持課長。

○道路維持課長（板谷直樹君） 続きまして、説明させていただきます。

議案第4号「市道路線の認定について」説明申し上げます。2ページをお開き願います。認定路線の数は、下館地区10路線、明野地区1路線及び協和地区2路線、合わせて13路線の認定でございます。認定延長は2,812.32メートルでございます。

それでは、調書番号1番、下1B—135号線につきましては、先ほどの議案第3号において道の駅の整備に伴う開発区域に該当しなかった道路部分を市道として再認定するものでございます。

調書番号2番、下3B—229号線、調書番号3番、下3B—233号線及び調書番号4番、下3B—285号線

の3路線につきましては、調書番号5番の都市計画道路小川線の整備に伴い、路線の一部に変更が生じたため、再認定するものでございます。

次に、調書番号5番、下3B—675号線につきましては、現在整備中の都市計画道路小川線を市道として認定するものでございます。

調書番号6番、下3B—676号線、調書番号7番、下3B—677号線、調書番号8番、下3B—678号線、調書番号9番、下3B—679号線及び調書番号10番、下5B—871号線につきましては、開発行為により造成した土地の道路部分を市道として認定するものでございます。

調書番号11番、明8—2343号線につきましては、つくば明野北部工業団地の造成に伴い、進入路を整備、管理するため、市道として認定するものでございます。

調書番号12番、協3293号線につきましては、耕地整理事業により道路形状が変化しましたが、従前の形状で市道認定されていたため、現況の道路形状で再認定するものでございます。

調書番号13番、協6642号線につきましては、寄附行為を受けた整備済みの道路を認定するものでございます。

各認定路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては、記載のとおりでございます。

次のページが市道認定路線位置図でございます。

さらに、次のページからが市道路線認定図でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決をいたします。

議案第4号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査してまいります。

初めに、土木課から説明願います。

長本土木課長。

○土木課長（長本敏介君） 土木課の長本です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、土木課所管についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1. 追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業3,820万円の繰越明許をお願いするものでございます。理由といたしましては、令和2年1月30日付、令和元年度補正予算の防災・安全交付金を受けましたので、年度内

での事業完了が困難であるため、繰越しをお願いするものでございます。

同じく下段、玉戸一本松線整備事業 1 億8,539万7,000円の繰越明許をお願いするものでございます。理由といたしましては、現在発注している道路詳細設計において、地元住民の利便性を考慮するため、詳細に細部にわたる関係機関と協議調整や地元意見の反映に時間を要したため、繰越しをお願いするものでございます。

1つ飛ばしまして、項3河川費、事業名、鬼怒川緊急対策プロジェクト関連事業2,000万円の繰越明許をお願いするものでございます。理由といたしましては、現在発注している排水整備工事において、一部工法の変更を行ったことにより時間を要し、後続工事の発注が遅れたため、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、2. 変更でございます。地方債の借入限度額の変更をお願いするものでございます。4段目にございます道路新設改良事業、限度額2億4,240万円でございますが、事業費の確定に伴いまして、起債額を6,240万円増額し、限度額を3億480万円に変更をお願いするものでございます。

次に、6段目でございます玉戸一本松線整備事業、限度額8,840万円でございますが、事業費の確定に伴いまして、起債額を2,980万円増額し、限度額を1億1,820万円に変更をお願いするものでございます。

次に、8段目にございます排水路整備事業、限度額2,700万円でございますが、事業費の確定に伴いまして、起債額を1,020万円増額し、限度額を3,720万円に変更をお願いするものでございます。

次に、9段目、鬼怒川緊急対策道路整備事業、限度額2,340万円でございますが、事業費の確定に伴いまして、起債額を900万円減額し、限度額を1,440万円に変更をお願いするものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8土木費交付金でございますが、6,194万8,000円のうち、土木課分3,232万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは説明欄の21、社会資本整備総合交付金で、交付額の確定により減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。18、19ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債でございますが、説明欄の11、道路新設改良事業債は、事業費が確定したため6,240万円の増額補正、また説明欄の13、玉戸一本松線整備事業債についても、事業費が確定したため2,980万円の増額補正、同じく節3河川債、説明欄の1、排水路整備事業債は、事業費が確定したため1,020万円の増額、2、鬼怒川緊急対策道路整備事業債についても、事業費が確定したため900万円の減額補正をお願いするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。続きまして、26、27ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、説明欄、道路新設改良事業が3,820万円の増額になるものでございます。これは当初予算の交付金の額が確定したことと、新たに令和2年1月30日付、令和元年度補正予算の防災・安全交付金を受けたことによるものでございます。新たな防災・安全交付金は、未就学児が集団で道路を通行中に死傷する事故を受け、安全に集団移動ができるよう整備するため、国の補正予算を活用し、実施するものでございます。内訳といたしましては、測量委託料として500万円、設計監理委託料として320万円、工事費として3,000万円でございます。

土木課は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、道路維持課から説明願います。

板谷道路維持課長。

○道路維持課長（板谷直樹君） 道路維持課、板谷です。よろしく願います。着座にて失礼します。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、道路維持課所管について説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1. 追加でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業6,050万8,000円の繰越明許をお願いするものでございますが、これは令和元年国補補修第1号（大谷川橋補修工事）及び令和元年国補設計第1号（橋梁補修設計業務委託）に着手しましたが、関係機関との計画に関する諸条件の協議に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となりましたので、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、8、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、2、変更でございます。地方債の借入限度額の変更をお願いするものでございます。5段目にございます道路長寿命化事業、限度額6,300万円でございますが、事業費の確定に伴いまして、起債額を3,080万円減額し、限度額を3,220万円に変更をお願いするものでございます。

次に、7段目にございます橋梁長寿命化事業、限度額5,550万円でございますが、事業費の確定に伴いまして、起債額を4,030万円減額し、限度額を1,520万円に変更をお願いするものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8土木費交付金でございますが、補正予算6,194万8,000円のうち、道路維持課分の2,962万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは説明欄の21、社会資本整備総合交付金で、交付金対象事業の道路長寿命化事業及び橋梁長寿命化事業の減額が確定したため補正をお願いするものでございます。

続きまして、18、19ページをお開き願います。款22項1市債、目8土木債でございますが、説明欄の12、道路長寿命化事業債は、事業が確定したため3,080万円の減額補正、また説明欄の14、橋梁長寿命化事業債についても、事業が確定したため4,030万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、28、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁維持費、説明欄の橋梁長寿命化事業が2,862万7,000円の減額になるものでございます。これは交付金事業の交付決定額が確定したことにより、減額補正でございます。

以上で説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第9号「令和元年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」について審査してまいります。

都市整備課から説明願います。

阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 都市整備課、阿部です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第9号「令和元年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。令和2年2月26日提出でございます。

2 ページをお開き願います。第1表、繰越明許費でございます。款1区画整理事業費、項1土地区画整理事業費、事業名、市単八丁台土地区画整理事業1億1,220万円の繰越明許をお願いするものでございます。理由でございますが、八丁台土地区画整理事業は、その施行期間が平成元年から約31年と長期に及んでおり、早急な終息が望まれているため、令和2年1月末に換地処分公告を行うことを目標に、スケジュールを立て業務を行ってまいりました。しかし、換地処分が必要となる関係機関との協議に時間を要していることにより、全体的なスケジュールを見直し、換地処分関連の委託業務につきまして、設計委託料9,950万円、測量委託料1,270万円、合わせまして1億1,220万円の繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決をいたします。

議案第9号「令和元年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第21号「筑西市営住宅条例の一部改正について」審査してまいります。

建築課から説明願います。

早瀬建築課長。

○建築課長（早瀬道生君） 建築課、早瀬です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第21号、建築課所管の筑西市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法による公営住宅法及び民法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明いたします。委員長の承認を頂きまして配付させていただきました参考資料、筑西市営住宅条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

初めに、1ページを御覧願います。まず、筑西市営住宅条例第2条第2号でございますが、左側の現行の欄、「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）」の次に、右側の改正案ですね、改正案欄の「。以下「省令」という。」を加えるものでございます。これは、「公営住宅法施行規則」という文言が条例の中で複数回表記されることから、「省令」とするものでございます。

次に、2ページをお開きください。上段でございます。第10条第2項につきましては、現行の欄、「市長が別に市規則で定める選考委員会」を、改正案の欄、「第5項の規定による選考委員会」に改め、選考委員会の設置、運営等を規定する第5項、下のほうになります。第5項及び第6項を新たに加え、明文化するものでございます。

次に、3ページでございます。上段です。第15条第2項でございますが、現行欄の「公営住宅法施行規則第11条」につきましては、第2条第2項でご説明したとおり、「公営住宅法施行規則」という文言が条例の中で複数回表記されることから、改正の欄、「省令第12条」に改めるものでございます。この条番号の違いにつきましては、また後ほど説明させていただきます。

続きまして、第7次地方分権一括法による公営住宅法の改正に伴う条例改正につきましてご説明いたします。4ページと5ページでございます。まず、4ページ、改正案の欄、中段から下なのですけれども、条例第17条、第18条及び5ページ目の第33条につきましては、認知症の方や知的障害をお持ちの方などの収入申告義務を緩和するものでございます。市営住宅の家賃については、毎年入居者からの収入の申告に基づき決定いたしますが、この申告がなく、市の報告の請求にも応じない場合、近傍同種の住宅の家賃を賦課することとなっております。ただし、公営住宅法第34条及び条例第38条第1項の規定より、市長の権限において関係人に報告を求めたり、官公署に必要な書類の閲覧や、その内容の記録ができることとなっておりますことから、本市でもこのような対応を取ってきたところです。しかしながら、認知症の方や知的障害者等の権利擁護を図るため、収入を申告することやその報告の請求に応じることが困難な事情にあると認められる場合、これらの報告や請求を要さないただし書を今回追加するものでございます。

戻ります3ページでございます。また、この後続いて5ページ、6ページのご説明させていただきます。まず、3ページ、改正の欄、上段に先ほどご説明しました条例第15条第2項、5ページになります第41条で下のほうになるのですけれども、及び6ページ、第42条上段のほうにございます。これらの改正については、赤字部分、引用する法令の条ずれに対応した例規整備となっております。

続きまして、民法の改正に伴う条例改正につきましてご説明いたします。改めて3ページをお開きください。改正案の欄、中段になります第16条、その下のほう、第2項でございますが、市営住宅に入居する際は、連帯保証人を1名立てていただいております。その連帯保証人さんとの個人で保証契約に限度額を設定しなければ、その契約が無効となることから、第2項を新設するものです。なお、その限度額は規則で定めることとしております。また、同項の新設により、同項中の項番号及び引用する項番号の整理を行うものです。

続きまして、6ページお開きください。一番下の欄になります第44条第3項につきましては、明渡し請求を受けた入居者が支払うべき金額に付す利率を、これまでの年5%から、改正案のとおり、法定利率とするものです。改正民法が施行される令和2年4月1日からの法定利率は3%ですが、今後3年に1度見直しが行われることから、法定利率とさせていただくものです。

続きまして、7ページをお開きください。中段でございます。第45条第1項でございますが、この省令

名が、現行ですと漢数字となっておりませんので、漢数字の表記とさせていただくために、この改正案のとおり改めさせていただきたいと思っております。

最後でございます。8ページお開きください。改正案の欄、附則でございます。条例改正の施行日は令和2年4月1日でございます。ただし、経過措置といたしまして、この条例による改正後の筑西市営住宅条例第44条第3項の規定による利息は、施行の日以後に到来する支払期に係る利息について適用し、施行の日前に到来する支払期に係る利息については、なお従前の例によるものとなっております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決をいたします。

議案第21号「筑西市営住宅条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第22号「筑西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について（分割付託分）」について審査してまいります。

阿部都市整備課長より説明願います。

○都市整備課長（阿部拓巳君） よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

議案第22号「筑西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について」の分割付託についてご説明申し上げます。

令和元年第3回市議会定例会議案第33号で可決いただいた筑西市自転車等駐車場条例の一部改正により、消費税の改定に伴う利用料金の見直しを行ったところでございますが、自動2輪車及び原動機付自転車の一般利用者の定期利用料金において、3か月契約を2回行ったものが6か月契約より低額になる逆転現象が生じていることから、利用料金の整合性を図るため、別表利用料金改定規定中「1万500円」を「1万400円」に改めさせていただくものでございます。

なお、附則でございますが、この改正につきましては公布の日から施行し、利用料金の改正につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決をいたします。

議案第22号「筑西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について（分割付託分）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、上下水道部の入替えをお願いいたします。

[土木部退室。上下水道部入室]

○委員長（森 正雄君） それでは、上下水道部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査をまいります。

初めに、下水道課より説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 下水道課、大林でございます。着座にてご説明いたします。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、下水道課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

28、29ページをお開き願います。事項別明細書、3、歳出でございます。款8土木費、項4都市計画費、目5公共下水道費、節28繰出金4億9,534万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、特別会計繰出金を財源とする事業費の確定により448万5,000円の減額と、本年4月1日からの公営企業会計移行に伴い資本的収支予算に不足額が生じることから、補填財源とする特別会計繰出金4億9,983万1,000円の増額との差額分でございます。この補填財源とする4億9,983万1,000円につきましては、企業会計移行に伴い、新たに減価償却費の予算を計上する必要があることから、これまでどおりの収入では不足額が生じることになります。本来であれば、この不足分を過年度損益勘定留保資金等で補填するものでございますが、移行初年度であり財源がなく、健全な財政運営ができないことから、予算として成立しないため、今回補填財源として増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、農業集落排水課より説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 農業集落排水課長の枝と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、農業集落排水課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、24ページ、25ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節28繰出金、ページを返していただきまして、説明欄の上から3番目、農業集落排水事業特別会計繰出金1億1,172万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、特別会計繰出金を財源

とする事業費の確定により1,317万円の減額と、本年4月1日からの公営企業会計移行に伴い資本的収支予算に不足が生じることから、補填財源とする特別会計繰出金1億2,489万3,000円の増額との差額分でございます。この補填財源とする1億2,489万3,000円につきましては、企業会計移行に伴い、新たに減価償却費の予算を計上する必要があることから、これまでのとおりの収入では不足額が生じることになります。本来であれば、この不足額を過年度損益勘定留保資金等で補填するものでございますが、移行初年度であり財源がなく、健全な財政運営ができないことから、予算として成立しないため、今回補填財源として増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第5号について、全ての部の説明、質疑が終了いたしました。

議案第5号についての討論、採決は、続いて説明を求めます公共下水道事業、農業集落排水事業それぞれの特別会計と関連するものでありますので、議案第7号及び議案第8号の採決の後に行いたいと存じます。

それでは、議案第7号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について審査してまいります。

下水道課から説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 議案第7号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4億8,374万6,000円を追加するほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。款1項1下水道事業費、事業名、流域下水道事業1,106万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは県において、鬼怒小貝流域下水道事業及び小貝川東部流域下水道事業に係る建設事業を繰越ししたことに伴うものでございます。

次に、第3表、地方債補正、1. 変更でございます。起債の目的は、流域下水道事業及び下水道企業会計適用債の2件でございます。いずれも事業費の確定により起債限度額の減額をお願いするものでございます。詳細は歳入にてご説明申し上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款3国庫支出金、項2交付金、目1下水道事業交付金、説明欄の2、社会資本整備総合交付金500万円の増額補正及びその下の款4県支出金、項1県補助金、目1下水道事業補助金、説明欄の1、下水道整備支援事業費補助金100万円の増額補正をお願いするものでございます。いずれも補助対象事業費の確定に伴い、交付金、補助金の額が確定したことによるものでございます。

次に、款6繰入金、項1目1節1一般会計繰入金4億9,534万6,000円の増額補正をお願いするものでご

ございます。これは一般会計繰入金を財源とする事業費の確定により448万5,000円の減額と、企業会計移行に伴う資本的収支予算への補填財源とする一般会計繰入金4億9,983万1,000円との差額分でございます。

次に、款9項1市債、目1下水道事業債1,760万円の減額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、節2流域下水道事業債において980万円の減額、節8下水道企業会計適用債において780万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。いずれも対象事業費の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1項1下水道事業費、目1下水道総務費、説明欄、下水道企業会計移行事業578万円の減額補正をお願いするものでございます。企業会計システム導入委託料の確定によるものでございます。

次に、目3公共下水道建設事業費、説明欄の公共下水道建設事業でございますが、補正額はございませんが、財源の組替えをお願いするものでございます。

その下の流域下水道事業1,030万5,000円の減額補正でございます。これは県が行います鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道事業に対する建設事業負担金が確定したことによるものでございます。

次に、款3項1目1節29予備費に4億9,983万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは下水道事業の企業会計移行に伴い、資本的収支予算に不足額が生じることから、一旦予備費に予算計上した上で、引継金として下水道事業企業会計に引き継ぐものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決をいたします。

議案第7号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第8号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について審査してまいります。

農業集落排水課から説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） よろしくお願いたします。

議案第8号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ4,951万4,000円を減額するほか、地方債の補正をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、変更でございます。起債の目的は、

農業集落排水事業及び農業集落排水企業会計適用債の2件でございます。いずれも事業費の確定により起債限度額の減額をお願いするものでございます。詳細は歳入にてご説明申し上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。2、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1説明欄1の農業集落排水事業分担金1,520万円の減額補正をお願いするものでございます。これは河間北部地区農業集落排水事業の事業費が確定したことによるものでございます。

次に、款3県支出金、項1県補助金、目1農業集落排水事業補助金6,243万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、説明欄1の農業集落排水事業補助金6,478万円の減額、2のりん除去支援事業費補助金35万7,000円の減額、4の広域化・共同化事業補助金500万円の減額及び5の機能強化事業補助金770万円の増額でございます。いずれも補助対象事業費の確定に伴い、補助金の額が確定したことによるものでございます。

次に、款5繰入金、項1目1一般会計繰入金1億1,172万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは一般会計繰入金を財源とする事業費の確定により1,317万円の減額と、企業会計移行に伴う資本的収支予算の補填財源として一般会計繰入金1億2,489万3,000円との差額分でございます。

次に、款8項1市債、目1農業集落排水事業債8,360万円の減額補正をお願いするものでございます。内訳としましては、節1農業集落排水事業債において7,270万円の減額を、節2農業集落排水企業会計適用債において1,090万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。いずれも対象事業費の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務費1,135万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。説明欄の農業集落排水処理施設維持管理経費において、りん除去支援事業費補助金の確定に伴い35万7,000円の減額を、その下、農業集落排水企業会計移行事業において、移行事務支援委託料、企業会計システム導入委託料、管路台帳システム導入委託料の確定に伴い1,099万7,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、目2農業集落排水建設事業費1億6,305万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。説明欄の河間北部地区農業集落排水処理施設建設事業1億5,268万円の減額、その下、農集排処理施設機能強化事業31万3,000円の減額につきましては、いずれも各事業費の確定に伴うものでございます。その下、農集排広域化・共同化事業1,006万円の減額につきましては、公共下水道との共同策定の必要性が生じ、下水道事業として対応したため、減額をお願いするものでございます。

次に、款3項1目1節29予備費に1億2,489万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは農業集落排水事業の企業会計移行に伴い、資本的収支予算に不足額が生じることから、一旦一般会計繰入金を予備費に予算を計上した上で、引継金として農業集落排水事業企業会計に引き継ぐものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 河間地区の減額がかなり大きいのですが、1億5,268万円ということで、これは何か理由があるのですか。当初の計画よりも……。

○委員長（森 正雄君） 枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） この減額が大きい理由としまして、7か年事業で事業費割を頂いていまして、この事業は補助が予算割れすることが結構多かったものですから、最終年度も調整せずに、一応割当て分を頂いて、ついた中から必要ないものを減額するという対応をさせていただきました。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） はい、分かりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決をいたします。

議案第8号「令和元年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

それでは、関連する特別会計が2案終了しましたので、議案第5号についての討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決をいたします。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第23号「筑西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」審査してまいります。

水道課から説明願います。

国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 水道課の国府田でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第23号「筑西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、本条例で引用している地方自治法の条項番号が改正されたため、第6条中「地方自治法第243条の2第8項」を「地方自治法第243条の2の2第8項」に改正するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。
討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。
これより議案第23号の採決をいたします。

議案第23号「筑西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第24号「筑西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」審査してまいります。

下水道課より説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 議案第24号「筑西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、昨年第4回定例会において議決を頂き、12月20日に公布いたしました筑西市下水道事業の設置等に関する条例において、引用している地方自治法の条項番号が改正されたため、第7条中「地方自治法第243条の2第8項」を「地方自治法第243条の2の2第8項」に改正をしますのでございます。

次に、附則でございますが、条例本体の施行日が令和2年4月1日であることから、施行日前に改正内容を反映させたく、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。
討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。
これより議案第24号の採決をいたします。

議案第24号「筑西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第25号「筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正について」審査してまいります。

農業集落排水課から説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 議案第25号「筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、昨年第4回定例会において議決を頂き、12月20日に公布いたしました

筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例において、引用している地方自治法の条項番号が改正されたため、第7条中「地方自治法第243条の2第8項」を「地方自治法第243条の2の2第8項」に改正するものでございます。

次に、附則でございますが、条例本体の施行日が令和2年4月1日であることから、施行日前に改正内容を反映させたく、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決をいたします。

議案第25号「筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第26号「筑西市農業集落排水処理施設条例の一部改正について」審査してまいります。

引き続き、枝農業集落排水課長、お願いいたします。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 議案第26号「筑西市農業集落排水処理施設条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、河間北部地区農業集落排水処理施設が令和2年4月1日に供用開始となるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第3条の規定による別表に、河間北部地区農業集落排水処理施設の名称、位置、区域を追加するほか、別表に掲げている全ての処理施設の名称、位置、区域の表記順などを、現行の合併前4市町順から供用開始順に並べ替えを行うものでございます。

次に、附則でございます。この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決をいたします。

議案第26号「筑西市農業集落排水処理施設条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で、経済土木委員会に付託されました議案全ての審査を終了いたしました。

執行部は退室願います。

〔執行部退席〕

○委員長（森 正雄君） なお、本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任願いたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 以上をもちまして経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時19分